

大規模な震災後に生活再建するためには

自宅の再建にかかる費用の内訳



撤去費と解体費

引っ越し費用

建替え工事費と諸経費

廃棄物の処分費

仮住まいの敷金・礼金

家財の買替え

建物が無くなってもローンは消えない

写真は平成19年新潟中越地震、消防科学総合センターより

プラス
既存の建物の住宅ローン

生活再建に向けての必要な費用は？

(東日本大震災の被災者からの聞き取り調査によるもので、あくまでも目安です)

生活に必要な経費

※当面の生活が確保できた時期までにかかった経費

「**200万円**以上の支出」が最も多い

住宅再建経費

※住宅の建設・購入・賃借の経費

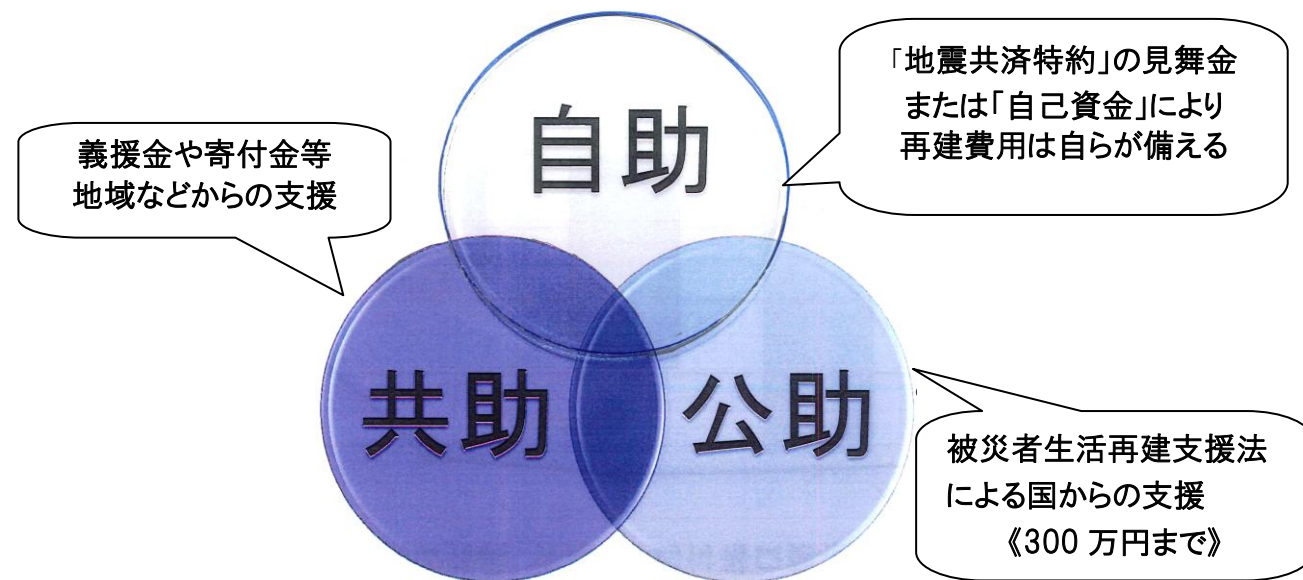
全壊・大規模半壊・半壊ともに**2,000万円**以上が最も多い

家財(衣類・寝具・食器類・書籍・電化製品・家具)の買い替え費用

※4人家族(夫35歳・妻30歳・長男小学生・長女小学生)なら合計**1,667万円**
夫(316万円)妻(502万円)長男(95万円)長女(145万円) 家族共通の家財・家具・什器備品類(335万円) 台所用品(98万円)趣味・娯楽用品(108万円)客用寝具その他(68万円)

危機管理研究所より

生活再建のための資金はどのようにする？



地震による損害からの早期再建には「自助」の充実が大事！

いざという時の安心のため「地震共済特約」をお勧めします。

全米販 火災共済「地震共済特約」のあらまし

- ・加入方法・・・火災共済の契約(基本契約)に付帯しての加入
- ・加入物件・・・建物・家具什器に限定・純住宅のほか営業物件(店舗、倉庫など)
- ・加入限度額・・・建物・家具什器とも、基本契約額の50%以内
- ・共済費(掛金)・・・火災共済の構造別単価に準じます。(全国一律)
- ・補償対象・・・地震(噴火・津波を含む)による損害(焼失・倒壊・流失)
- ・見舞金・・・全損または半損の場合にお支払い

※ 全損(損害割合70%以上)は特約加入額全額、半損(損害割合20%以上70%未満)は特約加入額の1/2を支払います。

※ 72時間以内に同一地域で発生した2回以上の地震は、一括して1つの地震とみなします。

※ 1回の地震による見舞金は10億円を限度とし、見舞金総額が10億円を超える場合はこれを按分とします。

※ この地震共済特約の共済費は、税制上の地震保険料控除の対象にはなりません。